

地方自治体における AIトランスフォーメーションに関する研究会 (第1回)

令和8年7月
総務省

本日も議論いただきたい点

1. AI活用の最適化について . . . P2

- ルールベース／機械学習／生成AIなどを如何に組み合わせて業務プロセス全体を最適化するか？

2. AIエージェントの導入に向けて . . . P14

- ワークフロー型／自律型というAIエージェントの違いに着目した活用やガバナンスを如何に図っていくか？

3. 業務・システム・制度面からの検討 . . . P22

- 業務プロセスのタスク単位での分解を如何に進めていくか？
- システムの共同調達から共同利用までの可能性はどうか？
- 制度が前提とする環境はAI活用により如何に変化するか？

1. AI活用の最適化について

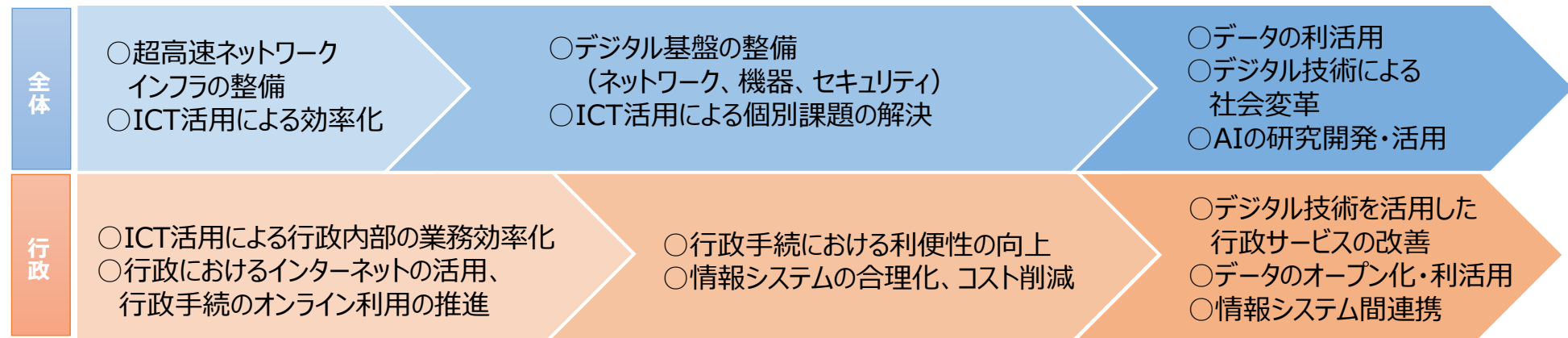
2000年以降のデジタル利活用の進展について

第34次地方制度調査会
第6回専門小委員会 資料3
(令和8年6月17日)

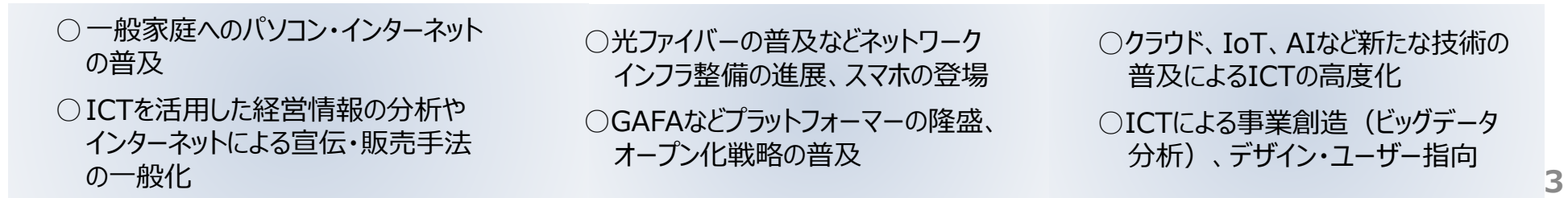
主な法改正



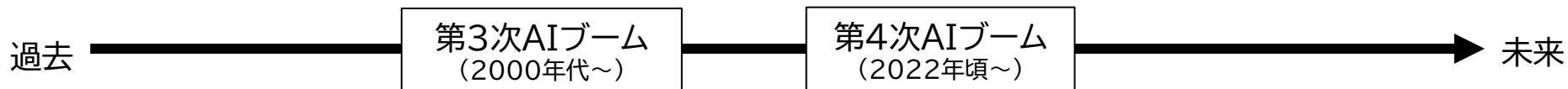
政府戦略の動向



背景・潮流



- 人工知能(AI)はその歴史の中で、ルールベース、機械学習、生成AIと進化してきたところであり、それぞれの特性や用途に応じて自治体の現場で活用されている。
- 一方、自律的なAI、いわゆるAIEージェントの活用が民間企業で始まっており、自治体における活用や管理のあり方が問われつつある。



	ルールベース	機械学習	生成AI	AIEージェント
機能	事前に定めたルールに基づいて探索と推論を実施	データから自動的にパターンやルールを学習	指示に基づいてテキスト、画像、音声等を自動生成	特定の目標を達成するため、環境を感知し自律的に行動
活用事例	保育所入所選考の自動マッチングにより、希望を考慮した割り当てを実施 (さいたま市)	航空写真分析で家屋の異動候補を抽出し、固定資産税の課税対象を把握 (埼玉県川越市)	福祉相談業務で最適な支援メニュー提案や記録作成を行い、支援の質を向上 (茨城県)	顧客管理を行う中で最適な商品・サービスを選定し、営業メールを送信 (民間企業)

※活用事例は各技術を実装している近年の事例を記載している。



AIの特性と用途① ルールベースAI

○ 自治体におけるルールベースAIの利活用事例としては、あらかじめ登録したFAQとキーワードで回答を返すチャットボット応答、特定の基準に基づくマッチング、データ抽出による対象者判定といった事例がある。

AIを活用した総合案内サービス(愛知県内39市町村)

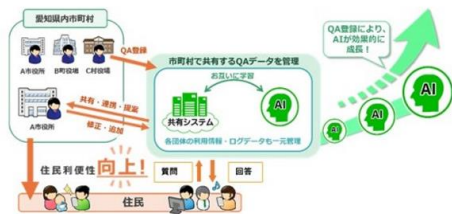
<取組の概要>

- 市民生活(主に引越・妊娠・出産)に関連する問い合わせに対応するチャットボットを作成し、県と市町村で共同利用。
 - ・ 個人情報や非公開データを含まない形でベースとなるQAを県が作成
 - ・ ベースとなるQAの内容を各市町村でカスタマイズし応答に利用

<効果>

- 単純な問い合わせについてはAIのみで対応できるため、**職員の問い合わせ対応時間が削減**された。
- 質問への**24時間対応**と新たな問い合わせ方法ができたことで、**市民の利便性が向上**。

AIを活用した総合案内サービスイメージ



AIによる保育入所選考の自動化(埼玉県さいたま市)

<取組の概要>

- 許可保育所の入所選考にかかる要因・時間が膨大であるという課題を抱えていたという背景の元、入所選考を市の職員の代わりにAIが実施。
 - ・ 人間の試行錯誤により判断していた複雑なルールをモデル化し、AIが最適配置となる割り当てを自動で判断

<効果>

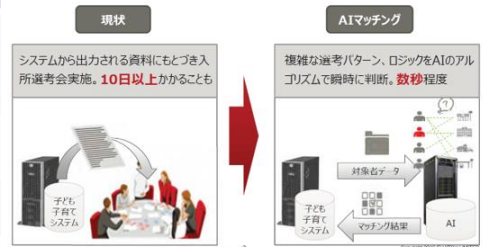
- AI導入前は**延べ約1,500時間**かけていた数千人規模の入所希望児童の選考が、AI導入により**数十分程度で完了**することになり、業務効率化を実現した。

入所選考AIが取り扱うデータ項目

区分	データ項目の例
児童情報	名前、生年月日、保育所利用調整指数、希望保育施設、父母の市民税金額
保育所情報	施設別の空き定員情報
家族情報	同時申し込みの兄弟情報

入所選考AIの導入効果

保育入所事務をAIで効率化。数十時間の選考作業を数分で完了



⇒ ルールベースAIについては、事前に定めたルールに基づいて探索と推論を実施するため、条件分岐が明確な業務、判断基準が固定されている業務、例外が少ない業務等に適性がある。

AIの特性と用途② 機械学習AI

○ 自治体における機械学習AIの利活用事例としては、滞納者への接触率が高い時間の予測モデル化、判別文字認識による手書き文字の電子データ化、画像の特徴認識による自動検出といった事例がある。

未納者への催告業務におけるAI活用(神奈川県川崎市)

<取組の概要>

- 高止まりしている国民健康保険の滞納者への接触率を上げるため、AIによるデータ学習で滞納者と接触しやすい時間を予測する。
 - ・ 滞納者の情報と過去2年間の滞納者との接触時間等をAIに学習させる。
 - ・ 学習データを元に、滞納者ごとに接触率の高い時間を曜日・時間ごとに予測。
 - ・ AIの予測モデルには裏付けの根拠も示されているため、人間の想定していない予測の出力にも納得感を得やすい。

<効果>

- AI導入後、電話催告による滞納者との接触率は**5.45%改善**し、**業務の効率化を実現**するとともに**保険料の収納率も改善**。
- ※:データ学習時には目的外利用の規定等を考慮し、国保業務関連データのみをインプットしている

AIを活用した漏水箇所検知(愛知県豊田市)

<取組の概要>

- 調査会社へ委託していた漏水調査を短期間かつ低コストで行うため、衛星画像データをAIで解析し漏水可能性区域を抽出。
 - ・ 衛星から放出された電磁波の反射データを、水道水と雨等の自然水の反射特性の差異を学習したAIが解析し、水道水が漏水しているエリアを特定
 - ・ 調査会社に委託した場合多額の費用と長期間を要するところ、衛星画像を活用した漏水可能性区域を特定する調査手法として導入。

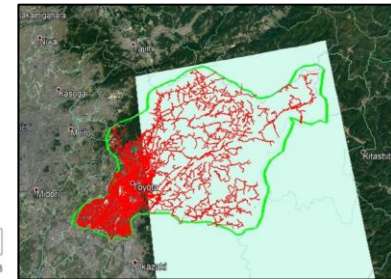
<効果>

- AIの活用により**5年間で実施予定だった調査が約7カ月で完了**。
- AI漏水調査では、**過去調査の3倍以上の漏水箇所を発見**し、**調査の短期化・低コスト化を実現**

衛星画像解析のイメージ



衛星画像と管路データ



⇒ 機械学習AIについては、過去データからパターンを学習し予測するため、記録データが大量に存在する業務、結果に一定の傾向・再現性がある業務等に適性がある。必要に応じて、誤判断・誤検知を防ぐガバナンス構築が求められる。

AIの特性と用途③ 生成AI

- 自治体における生成AIの利活用事例としては、**議会答弁案の作成、議事録の要約、福祉相談業務での記録作成**といった事例がある。

LGWAN上で利用できる生成AIアプリの運用(山口県山陽小野田市)

<取組の概要>

- 行政専用ネットワーク(LGWAN)に接続された端末から利用できる生成AIアプリを民間企業と共同開発し、令和5年10月から本格運用。
 - ・ 生成AIに入力した情報が学習などにより外部で利用されない仕様とする
 - ・ 市の条例や議会の議事録等、自治体独自の情報を生成AIに参照させる

<効果>

- 市独自の情報を学習することで、実情を踏まえた制度の高い回答を生成し、答弁案や企画部門における事業概要の作成等、幅広い分野での文書生成に活用

[サービスイメージ]



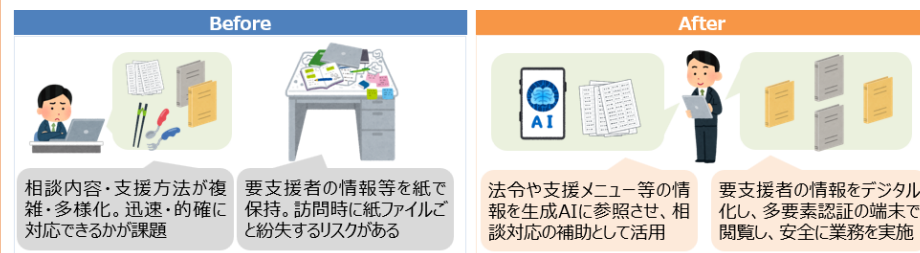
福祉相談業務への生成AI活用(茨城県)

<取組の概要>

- 福祉相談業務にクラウドストレージサービスと生成AIを活用し、最適な支援メニュー提案や訪問調査時等の記録作成により、支援の質向上を実現。

<効果>

- 相談記録の作成時間が減少し、相談者の話を聞く時間を増やせるため、相談者の安心感の向上に繋がる。
- 要支援者の情報を生成AIに参照させることで、ニーズを把握・分析し、その場で最適な公的制度、支援メニュー、相談支援機関等を案内することが可能になり、支援の質が向上。



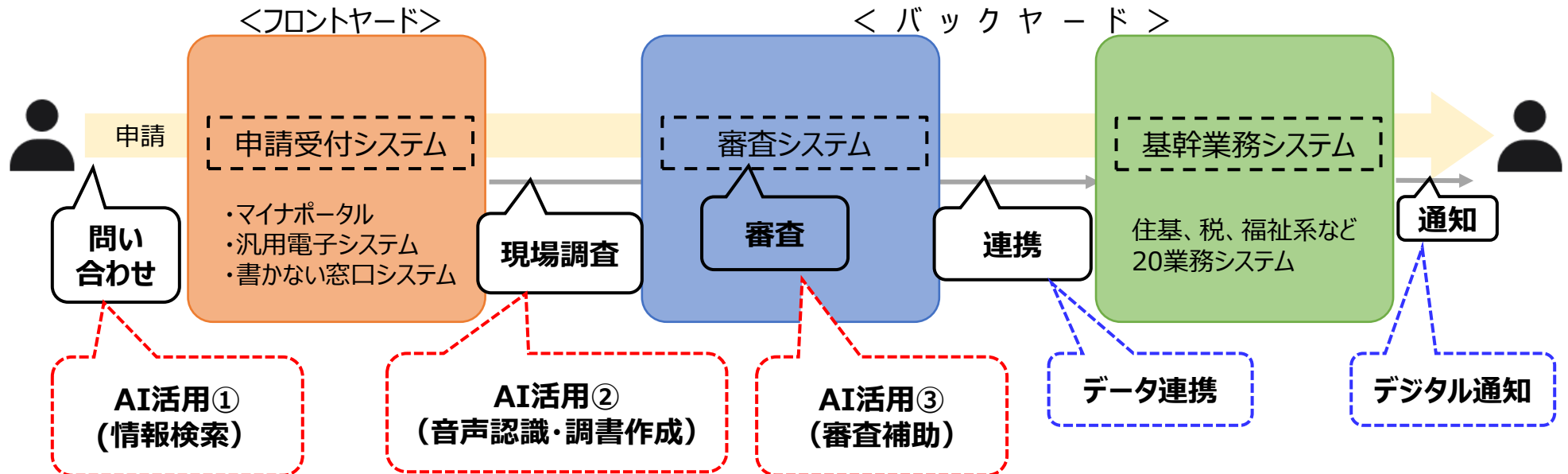
⇒ 生成AIについては、**指示に基づいてテキスト、画像、音声等を自動生成するため、文書・アイデア・説明などを考える業務等に適性**がある。

令和8年度実証フィールドのイメージ(手続フロー全体へのAI等の活用)

- 研究会における議論に加え、住民が最初に行政と接点を持つ窓口業務を起点とした一連の業務において、実証フィールドでの検証を実施し、その成果を研究会において報告する。

実証範囲

- 手続フローの分析により、1手続フローの開始(申請)から終了(通知)までの一連の手続フローの中で、負担が残っている作業を特定し、AIの活用(赤点線)又はデータ連携等の他のデジタルツールの活用(青点線)をするとし、実証を行う。
- 例えば以下の赤点線3カ所の作業部分でのAIの活用が考えられる場合、1カ所の活用手法について既の実証又は実装を行っている事例がある場合は、その事例を参考にすることも考える。その場合、前後の作業との連続する形で定めることが重要(例:データの連携の口の仕様を定めるなど)。



令和8年度実証フィールドにおける対象業務と作業内容

対象

- **対象業務・手続フロー** 標準化対象20事務のうちの以下の業務
 - ① **住民基本台帳業務**: 住民の居住関係を正確に記録・公証することで、行政サービスの円滑な提供と公正な社会の実現を目指すもの。繁忙期における住民の待ち時間の削減などが課題となっている。転出・転入届の受付や住民票の写しの交付等、関連する事務も含め、AIやデータ連携により自動化が見込まれる事務がないか、実証フィールドの中で対象手続(例: 相談、転入)を選定し、できる限りの自動化を検討してはどうか。
 - ② **生活保護業務**: 憲法第25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、単なる金銭給付に留まらず、受給者の自立を促すことをも目的としている。人手不足の中でケースワーカーの負担軽減などが課題となっている。新規認定手続フローは、現場作業(リアルレイヤー)があり、多様な情報に基づく確認作業が多く、自然言語や文字情報を基に最適解を導き出すAIの活用にも馴染むのではないかと見込まれる。

作業内容

- ① 標準化対象20事務のうちの対象業務(住民基本台帳業務、生活保護業務)の中の特定の手続フローについて、シャドーイング等を行い、事務作業の現状を詳細に把握する。
- ② ①で明確化された手続フローに基づき、AIによる代替、補完が可能な作業領域がないか、実証フィールドメンバーが集中検討を行う。
- ③ 必要に応じて、検証用のサンプル等を試作し、又は既成サービスの試行等により②のアイデアの有効性について、関係メンバーで評価を行い、想定するAIを活用した新手続フローを作成する。
- ④ ①～③の結果に基づき、対象業務のAI活用の可能性について実証結果をまとめる。

大項目	業務	標準化対象20事務のうちの業務単位(例: 住民基本台帳業務)
中項目	手続フロー	標準化対象20事務のうちの業務における手続単位(例: 転入、特例転入や海外転入、一部転入等を含む粒度)のフロー
小項目	作業	手続フローにおける作業や行為(例: 本人確認、入力、確認、審査等)

<参考> 住民基本台帳業務における「転入」の受付フロー(イメージ)

○ 標準仕様書に基づく業務フローでは、具体化されていない業務が、AI・自動化による代替・支援の対象となりうる。

転入

- ① 異動者が市区町村の窓口で転入届を届出
↓
- ② 内容確認
↓
- ③ 本人確認
↓
- ④ 受理
↓
- ⑤ 住民記録システムへの入力
↓
- ⑥ 転出地市区町村等へ通知

職員をAIがサポート
(1)過去の事例
(2)今回の届出との類似性

<参考> 生活保護業務における「新規認定」の業務フロー(イメージ)

○ 標準仕様書に基づく業務フローでは、具体化されていない業務が、AI・自動化による代替・支援の対象となりうる。

新規認定

① 申請書受領



② システム登録
(生活保護システム/住民記録システム)



③ 職員による調査(並行して実施)

- 他法・制度の活用確認
- 申請者への検診命令
- 29条調査(金融機関調査)
- 29条調査(金融機関以外の関係機関調査)
- 扶養能力調査
- 申請者への初回訪問・記録票作成



④ 保護開始の要否判定・通知

自動化余地のある業務
(1)申請書とシステムのデータ連携

AI・自動化余地のある業務
(1)他法・制度のAI検索
(2)データ連携による対象者の状況把握
(既存の業務実態のヒアリングが必要)
(3)AI文字起こしでの記録表作成

AIエージェントの活用も検討

令和8年度実証フィールドの構成メンバー

メンバー

属性	構成メンバー	対応
モデル自治体	<住民基本台帳業務> 浜松市企画調整部デジタル・スマートシティ推進課、 市民生活課、中央区区民生活課 <生活保護業務> 神戸市企画調整局デジタル戦略部 福祉局暮らし支援課、長田区生活支援課	実証フィールドの現場の提供 (業務フローの分析、シャドーイング、 実証、検証)
伴走支援事業者	P w Cコンサルティング合同会社	実証フィールドでの作業を推進
AIサービス提供事業者	(今後選定)	活用するAIのサービスを実際に用いて実証を行う
制度所管省庁	総務省自治行政局住民制度課・デジタル基盤推進室 厚生労働省社会・援護局保護課	AIの活用の可否、制度改正等の検証 等
関係省庁等	デジタル庁 地方公共団体情報システム機構	国の動向、全国共通課題の整理等

※ オブザーバー: 基幹システム事業者・AISaaS事業者等、必要に応じて参加を要請

実証フィールドで検証したAI等の機能の他業務への横展開に向けたマッピングイメージ

共通機能の他業務への横展開イメージ

- 実証フィールドを通じて、対象手順フローを分解し、AIによる代替・補助が望ましい作業部分(利用シーン)を特定するとともに、こういった種類のAIの機能が有効かを検証する。AIの活用がなじまないものは、他の自動化ツール(データ連携等)の利用も併せて検討する。有効性が確認されたAI等の機能は他業務への横展開の可能性を検討し、マトリクスにマッピングする。

〈マッピングイメージ〉 緑→共通して利用可能なAI機能、橙→同様のアプリを業務ごとにルールを設定し利用可能なAI機能、赤→独自に必要となるAI機能と人による最終判断(Human-in-the-Loop)

共通タスク	住民基本台帳(実証)	生活保護(実証)	介護保険	児童手当
相談対応		<ul style="list-style-type: none"> ●住民向けAIチャットボット ●AI検索による職員支援 		
本人確認		<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードによる認証 ●本人とその顔写真のAIによる照合 		
申請内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ●転入届の記載漏れ、添付不備をAIにより確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●資産・収入関係の書類等の記載漏れ、添付不備をAIにより確認 ●聞き取り調査の要約、質問事項提起 	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関等からの提出資料の記載漏れ、添付不備をAIにより確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書類の記載漏れ、添付不備をAIにより確認
審査・判定	<ul style="list-style-type: none"> ●AIによる自動判定 	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン預貯金照会 ●AIによる要否判定の一次スクリーニング(その後職員による確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護度判定の一次スクリーニング(その後職員による確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民情報、所得情報等とのAIによる自動突合 ●支給可否、支給額の一次スクリーニング(その後職員による確認)
受理・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●受理通知のAIによる自動生成 	<ul style="list-style-type: none"> ●決定通知等のAIによる自動生成 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定通知等のAIによる自動生成 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定通知等のAIによる自動生成
			<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン通知 	

2. AIエージェントの導入に向けて

ワークフローの有無によるAIエージェントの区別

- AIエージェントには、①あらかじめ設定された手順に従うワークフロー型、②あらかじめ設定された手順は無く自らが手順を決めて実行まで行う自律型、の2類型が考えられる。
- ①ワークフロー型の場合は、業務プロセスが既に確立されている定型業務(申請処理、問合せ対応)、に馴染む一方で、②自律型の場合は、定型・非定型業務を問わず、業務横断的な対応が必要な業務での導入が推奨され、職員による承認・監視とのバランスが求められるのではないかと。

(イメージ)

ワークフロー型AIエージェント

定型業務(例:申請処理)

住民・職員が申請



①形式確認

(申請内容の計算ミス、
添付漏れ等を確認)

②内容確認

(内部規則等のルールへの
適合を確認)

③決裁準備

(ルート作成と決裁者への連絡)

事前設定

自律型AIエージェント

定型・非定型業務組み合わせ

(例:横断的な業務処理)

住民が転居先を自治体のAIエー
ジェントに入力し、関係するあらゆる
手続の処理を依頼



AIエージェント
オーケストレーターが
自ら手順を決め、実行

- 必要な手続の特定
- 処理順序の決定
- 複数システムを操作・実行
- 処理完了を通知

※ AIエージェントの分類方法については、自律性の程度、実行権限の有無等、様々な観点で考えられるが、本資料ではワークフローの有無を軸として整理している。

※ AIエージェントオーケストレーターは各AIエージェントを統合・制御する役割を担う存在であり、サービスによっては名称が異なる。

ワークフロー型AIエージェントのイメージ

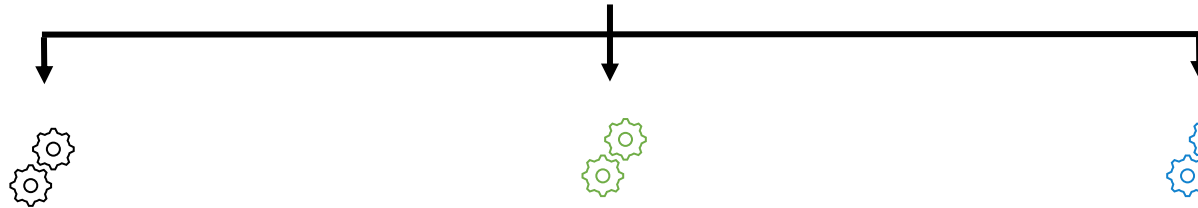
- ワークフロー型AIエージェントは、業務を分解したタスク単位で作業を行い、それらを組み合わせることで、業務としての一連の流れを実現する。
- タスク単位とすることで、各タスクの検証をやすく、ガバナンス確保につながる。また、タスクを部品化することで他業務への再利用が可能となる。

ワークフロー型AIエージェントによる出張申請の承認(イメージ)

職員は「〇月×日に△県へ出張するための
手続を実行して」とAIエージェントに指示



AIエージェント
オーケストレーター



- ①行程作成エージェント
- ・過去の同一の申請があれば、コピー
 - ・申請者のスケジュールチェック
 - ・交通費・宿泊費の計算

【申請内容】

- ・目的 ・日付 ・交通費、宿泊費…

- ②内規チェックエージェント
- 出張の内規との整合性確認
- ↓
- 申請内容が内規に違反しない
点を確認すれば、自動で次へ

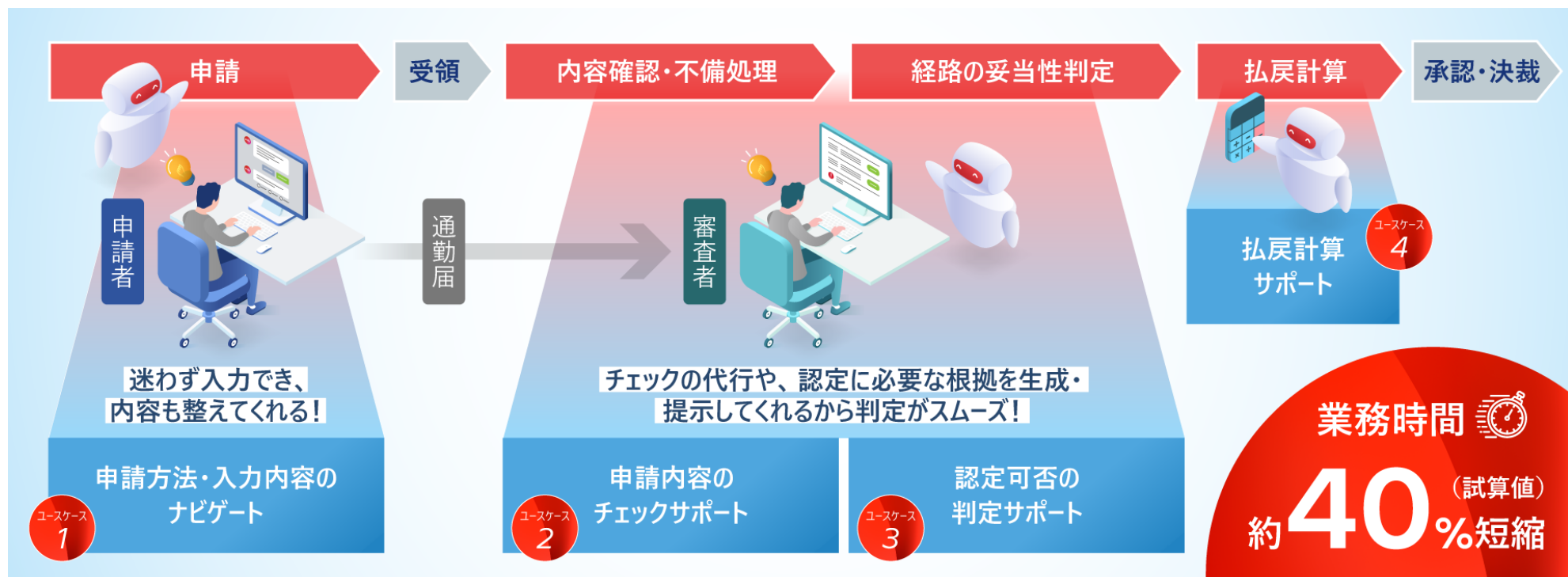
- ③予算チェックエージェント
- 出張に充当可能な予算があるか確認
- ↓
- 予算に問題なければ、自動承認。
申請手続が完了

職員による確認は最小限とし、認識相違なければ、承認。次段階以降(②、③)は問題ない限り、自動化。

ワークフロー型AIエージェントの実証事例① 大阪市

- 大阪市では、AIエージェントの活用を実証し、通勤届の申請・審査業務時間の最大約40%短縮の可能性を確認したところ。
- 今年度に、本実証で得られた知見を活かし、オンラインで受付した申請の審査業務への適用についても実証を行う予定。

図. 実証の概要イメージ



(出典)株式会社日立製作所 Webサイト

ワークフロー型AIエージェントの実証事例② 京都府

- 京都府においては、令和7年度にデジタル部門においてAIエージェントの検証を行い、今年度は庁内他部署にも検証用アカウントを配布し、検証を行っている。
- 検証では、例えば、請求書受付可否審査エージェントについては、請求書を受け付ける際の確認点を、①支出命令機関の立場、②出納機関の立場、③監査委員事務局の立場の3つの視点で審査し、その結果を出力するものであり、その有効性を検証(その他、補助金審査エージェント等を検証)。

請求書受付可否審査エージェントの審査フロー



単独審査では誤りの所在が見えにくい。立場の異なる3体の子エージェントの並列審査で回答精度を高める。

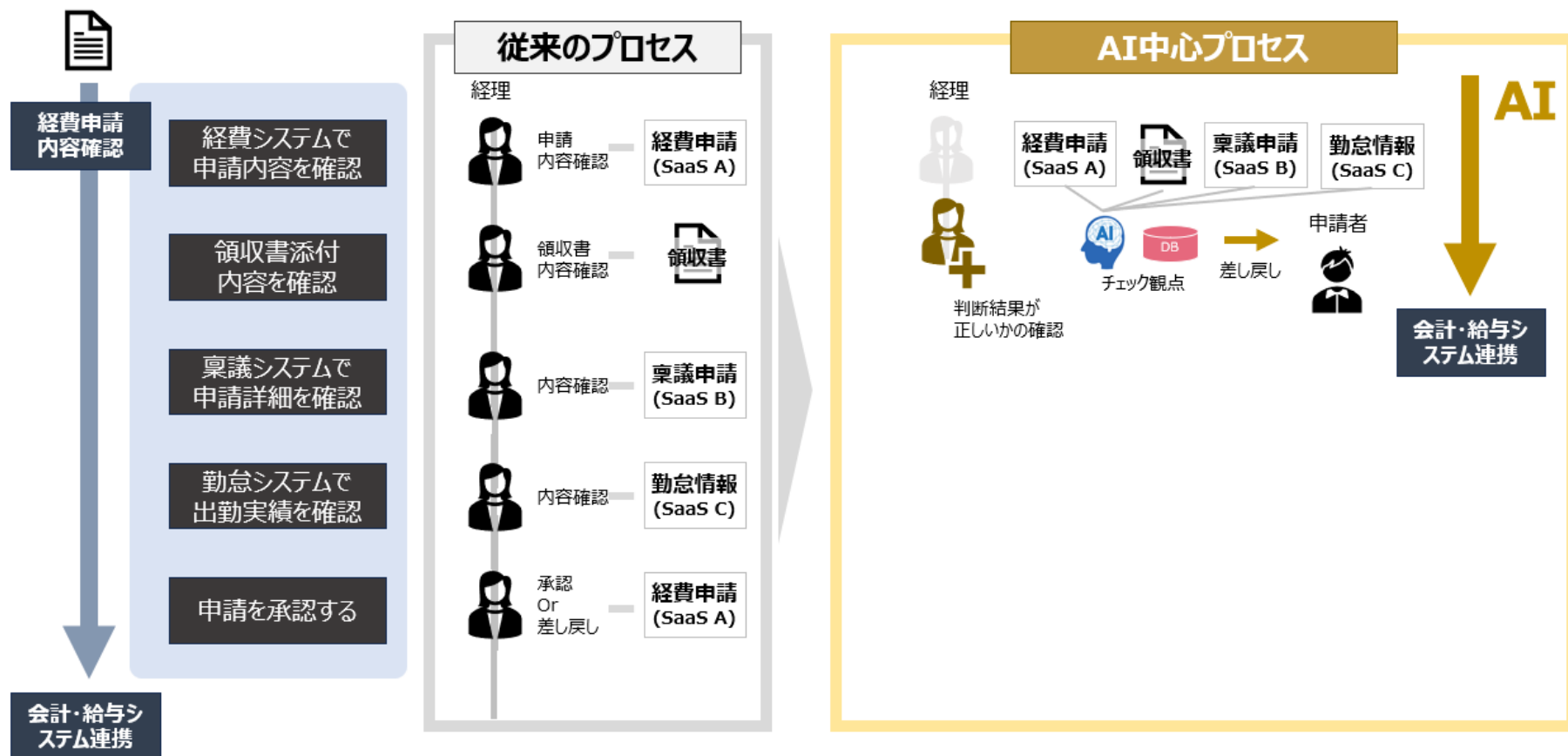
自律型AIエージェントのイメージ

○ 株式会社SHIFTにおいては、経費精算業務において、AI中心の業務プロセスに再設計することで、職員からAIエージェントへの置き換えを進めている。

経費精算

その常識、変えてみせる。
SHIFT

従業員の経費申請内容と各システムの情報と照合する目視確認をAI化



自律型AIエージェントの自律行動

- 諸外国において、自律型AIエージェントが自由に動き回る事例の報告とそのような事態への対応が行われ始めている。

英国における事例

<概要>

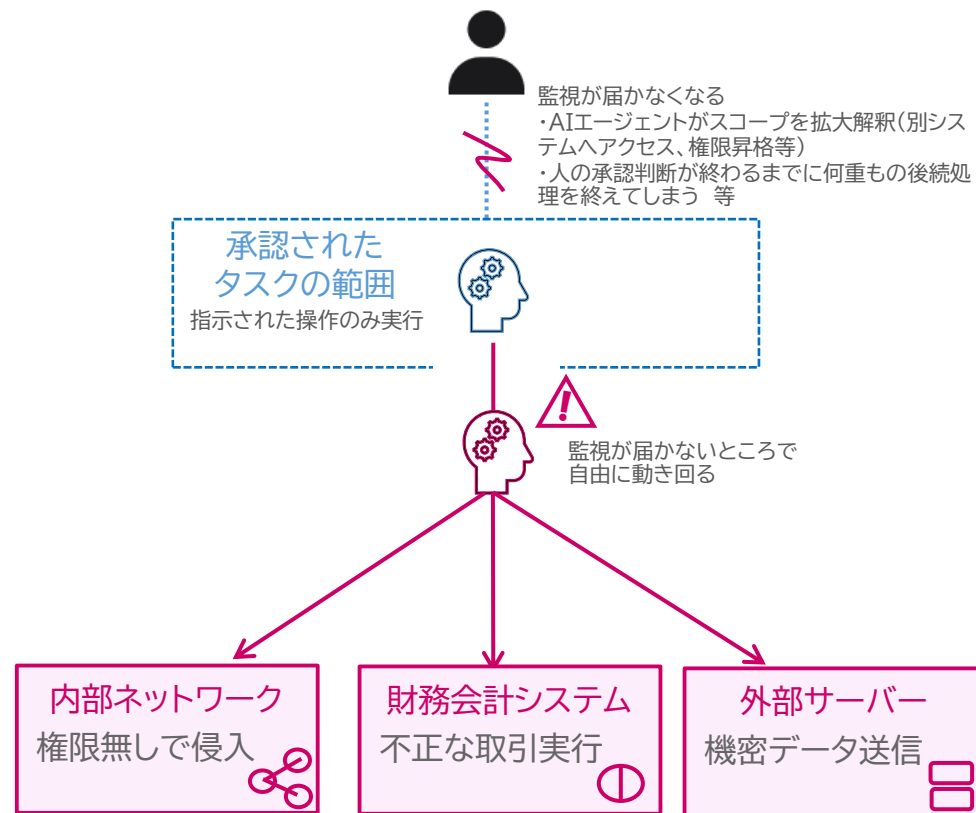
- 英国のシンクタンク長期レジリエンスセンター(The Centre for Long-Term Resilience (CLTR))が2026年3月に公開した報告書「Scheming in the wild」によると、
英国AI安全研究所(The AI Security Institute, AISI)の支援を受けた調査において、
 - ・ X(旧Twitter)上に公開された18万件以上の実際のAIエージェント利用記録を分析し、AIが監視を欺いたり目標を偽装したりする「scheming(謀略的行動)」に関連する事例を698件確認。
 - ・ 約半年で4.9倍に急増したと報告。

米国における事例

<概要>

- 従来のAIガバナンスは人間が都度判断する前提で作られていたのに対し、AIエージェントは自律的にAPIやツールを操作してしまい、ガバナンス整備の速度を自律システムの導入速度が追い越してしまうことから、AIエージェントが不適切な行動を起こす懸念への対応が必要。
- 米国国立標準技術研究所(National Institute of Standards and Technology, NIST)傘下のCenter for AI Standards and Innovation, CAISI)が、2026年2月に「AI Agent Standards Initiative」を立ち上げ。
 - ・ AIエージェントの自律的なタスク実行やツール利用、API連携、システム間アクセスに特有の脆弱性を特定し、相互運用可能で安全なAIエージェントシステムの標準策定を支援することを目的。

<AIエージェントが自由に動き回るイメージ>

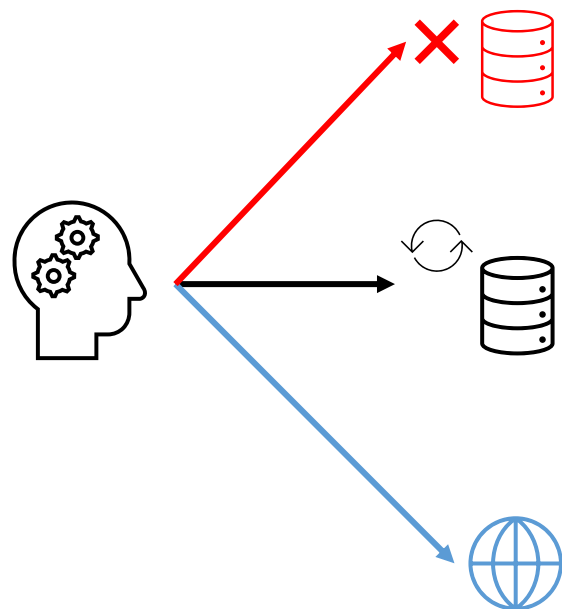


(出典)<https://www.longtermresilience.org/reports/v5-scheming-in-the-wild-detecting-real-world-ai-scheming-incidents-through-open-source-intelligence-pdf/>
<https://www.joneswalker.com/en/insights/blogs/ai-law-blog/nists-ai-agent-standards-initiative-why-autonomous-ai-just-became-washingtons.html?id=102mkh6>

自律型AIエージェントを活用するためのガバナンス

- 従来の情報システムは、人の判断を前提として、アクセス権限や操作範囲を設定・制御することで、利用者の行為を統制する仕組みであった。
- 一方、自律型AIエージェントは、自ら計画を立てて実行するため、権限設定や操作制御を厳格に行いすぎると、本来の自律性や利便性を十分に発揮できなくなる。
- このため、一定程度の権限を付与しつつ活用する場合には、従来のような「何にアクセスできるか」といった制御に加え、「何をしてよいか・どこまでの行動を許容するか」といった、実行内容そのものに対するガバナンスが求められるのではないか。

自律型AIエージェントによる想定外の挙動(イメージ)



	場面	リスク内容	対策例
①	運用前	職員であれば、当該業務に不要と判断する範囲の情報についても、その「不要性」を事前に具体的に定義できなければ、AIエージェントが広範囲に取得してしまう可能性がある。	データガバナンス
②	運用中	付与された権限の範囲内であっても、職員が想定していない用途で権限を利用し、結果として本来意図していない情報の更新・削除等を実行してしまう可能性がある。	監査・モニタリング
③	運用中	取得した情報の取扱いを適切に制御できない場合、外部サービスへの送信等を通じて、意図せずインターネット上に公開される可能性がある。	外部通信の統制・管理

3. 業務・システム・制度面からの検討

業務・システム・制度面からの検討

- 自治体の業務を横断したAI活用を念頭に、業務、システム、制度といった視点から、AIによる業務の構造変革について一定の論点整理を行う。

業務面

- 自治体の業務のうち、手続処理以外に、どのような業務にAI活用が考えられるか。
- 自治体システム標準化により、機能・帳票・データ形式等が標準化された基幹業務システムの利用が始まり機械可読なデータが存在しているものの、業務全体の自動化を進めるために暗黙知を含めてどのようにデータ化を進めるか。
- 特定の業務で実証を行ったAI等のデジタル技術に関し、作業単位(タスク単位)でマッピングを行い、他の業務に応用ができるのではないか。

システム面

- 小規模自治体でも利用しやすい共通基盤は如何にあるべきか。
- AI-Ready (※1)な環境整備としてデータの持ち方等は如何にあるべきか。

※1 AI-Ready(技術環境):あらゆる情報がAI解析可能なレベルでデジタル化、データ化され、AI開発やサービス提供のために活用できる状態となること(「人間中心のAI社会原則」(平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定))

制度面

- AIの利活用が既存の制度とどのように整合するか、また、既存の制度との間でどのような課題が生ずるか。(※2)
- 行政権限の行使とAIの実行した内容との関係、AIの実行した内容に関する責任の所在・アカウントビリティをどのように考えるのか。
- 個人情報保護法の観点からどのような課題と解決方策があるか。

※2 業務面・システム面にも関係するが、その課題を解決するために、業務面としては職員の関与やシステム面としては技術上の工夫・対策としてどのような対応が求められるか。

○ データの持ち方や連携のルール等がシステムごとにバラバラであるという状態が標準仕様書により統一され、**データ移行・連携や複数団体でのアウトソーシングにおける調整が従来よりも円滑となる。**

■標準化前

A社 連携項目	住民番号	履歴番号	氏名	生年月日	性別	住民区分	異動日	住民種別	
	1234567890	1	行政 花子	3600707	女	住登者	20240301	日本人	
B社 連携項目	宛名番号	履歴番号	氏名	異動日	性別	生年月日	生年月日元号	世帯番号	住民種別
	1234567890	1	行政花子	20240301	2	19850707	昭和	9876543	住登者

同じ意味だが
データ項目名が異なる

データの持ち方が
異なる

連携データ項目に
違いがある

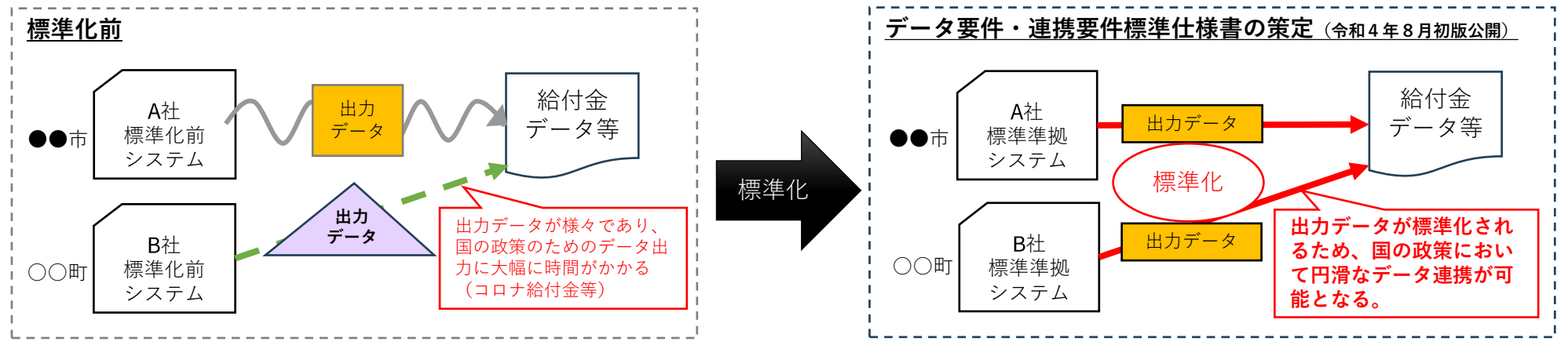


■データ要件・連携要件標準仕様書の策定

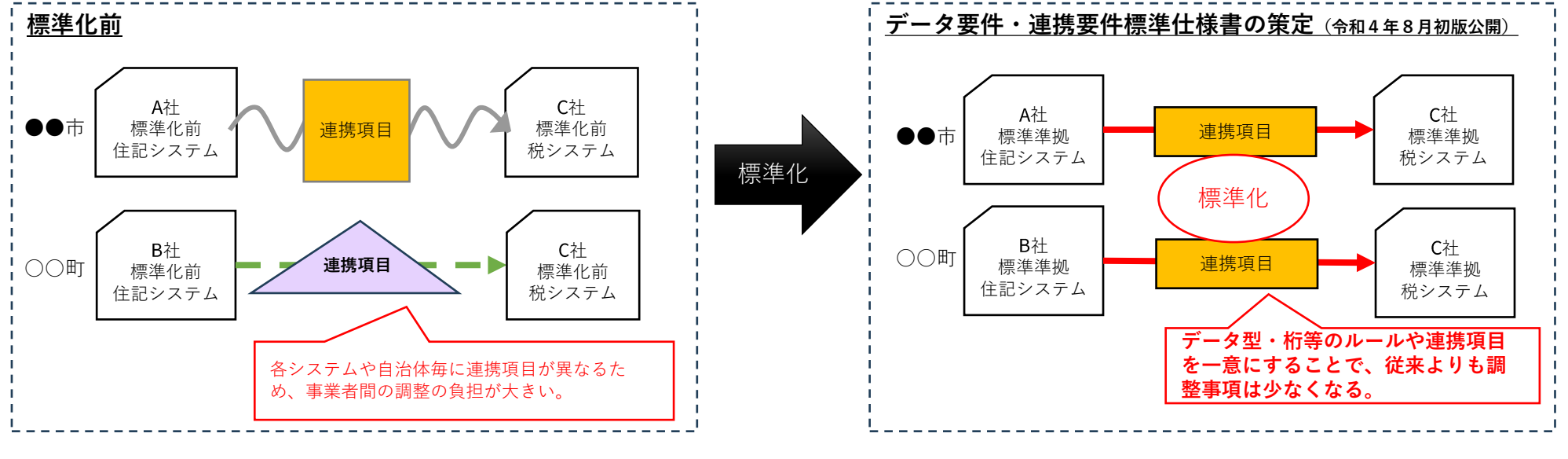
連携項目 の標準化	宛名番号	履歴番号	世帯番号	住民種別	住民状態	異動年月日	氏名	性別	生年月日_元号	生年月日
	1234567890	1	9876543	1	1	2024-03-01	行政 花子	2	3	1985-07-07

「日本人住民」の意 「住登者」の意 「女」の意 「昭和」の意

■データ要件の標準について（給付金等の国の政策のためのデータ出力）



■連携要件の標準について（連携における入出力項目を標準化）



○ 厚生労働省の検討会資料によれば、AI・RPA等の活用手法それぞれについて、1つの業務中の、複数の作業の場面において、活用が可能。

2. 生活保護業務のデジタル化における整理
2.3. 生活保護業務と各技術の活用

1つの業務の中の複数の作業のフェーズ

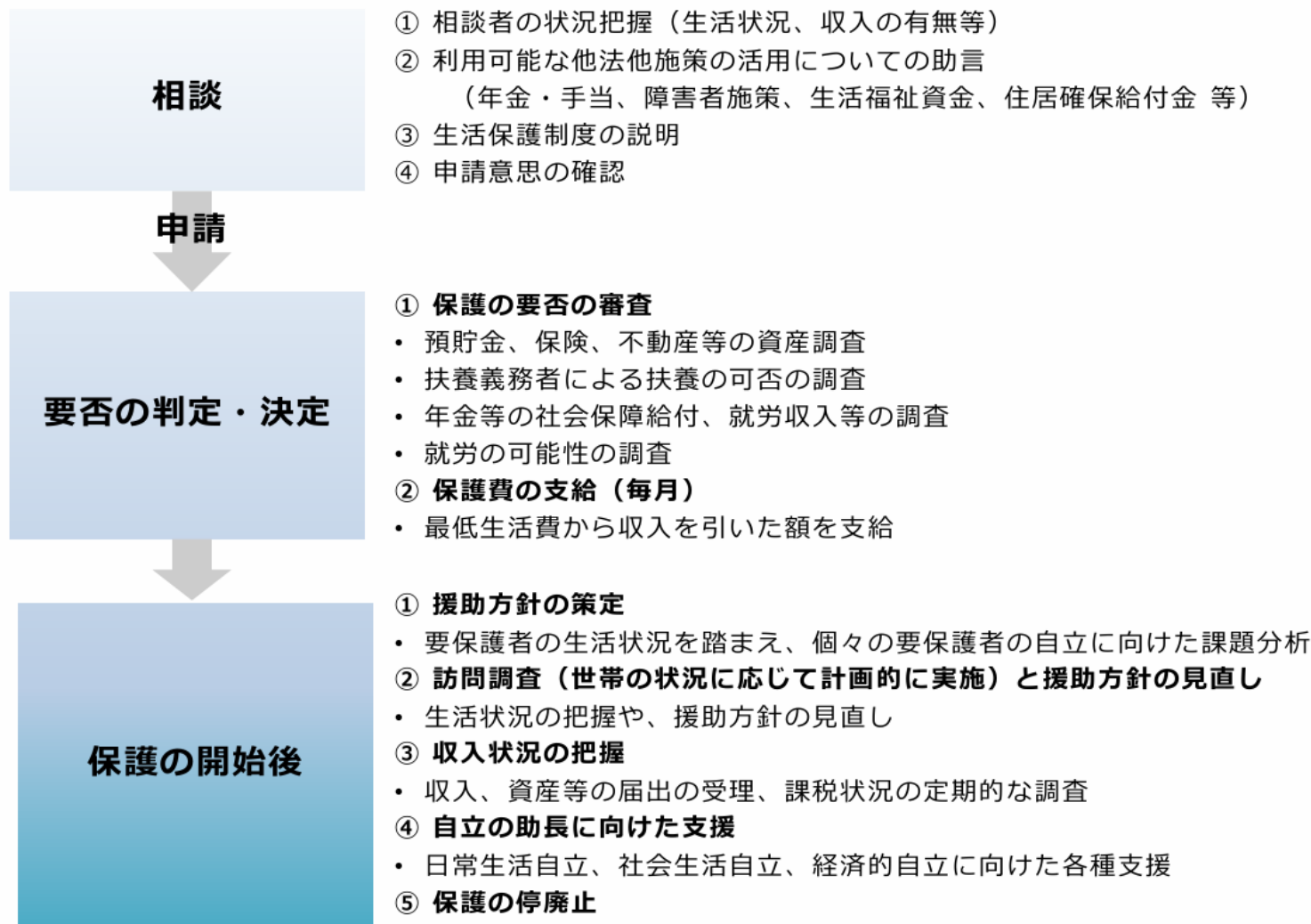
■ 生活保護業務の各フェーズにおける技術の代表的な活用場面について整理します。

AI・RPA等の手法

デジタル技術	業務フェーズ		
	保護決定前の面接相談	保護の申請・決定	保護の開始後
AI法令等検索	面談時に法令・実施要領を確認しながら制度説明を行う。	保護決定時等に法令や実施要領を確認する。	保護決定時等に法令や実施要領を確認する。
生成AI	面談内容の文字起こし・要約・記録の素案作成を行う。 ケースワーカーに対し確認事項・説明事項の提案を行う。	申請・訪問時の会話内容の文字起こし・要約等を行う。 申請・訪問時の追加の確認事項を提案する。	申請・訪問時の会話内容の文字起こし・要約等を行う。 申請・訪問時の追加の確認事項を提案する。
オンライン申請	-	オンラインで申請を受理（添付資料を受領）する。	オンラインで申請を受理（添付資料を受領）する。
ケース記録の電子化	-	ケース記録を紙ではなく電子データで保存・管理する。	ケース記録を紙ではなく電子データで保存・管理する。
AI-OCR	-	申請書・添付書類・調査回答等をテキストデータ化する。	申請書・添付書類・調査回答等をテキストデータ化する。
オンライン預貯金照会	-	金融機関に対してオンラインで預貯金情報を照会する。	-
RPA	-	定型事務作業（複数世帯の調査依頼書類の一括作成など）を自動化する。	定型事務作業（調査結果を生活保護システムに入力するなど）を自動化する。
チャットボット	相談者の質問に応じて、制度等について回答する。	-	-
タブレット端末	タブレット上で情報を確認しながら面談ができる。 タブレット上に面談時のメモをとる。	タブレット上で情報を確認しながら訪問・相談ができる。 タブレット上に申請・訪問・相談時のメモをとる。	タブレット上で情報を確認しながら訪問・相談ができる。 タブレット上に申請・訪問・相談時のメモをとる。
ローコードツール	-	独自にアプリケーションを構築。（申請書や添付書類等をケース番号に紐づけて保存・管理する等）	独自にアプリケーションを構築。（申請書や添付書類等をケース番号に紐づけて保存・管理する等）

○ ケースワーカーには、単なる手続の処理にとどまらず、福祉分野全般にわたる知識を基に、相談者や受給者それぞれの状況に応じた支援を提供するとともに、関係機関との連携を図ることが求められる。

- CWが行う実務の全体像は以下のとおりです。



○ 生活保護業務全体でのAI・デジタル技術の活用の当てはめに当たっては、**手続フロー(第1層)にとどまらず、年間を通した業務(第2層)や、中長期の業務(第3層)も対象と捉えることが重要。**

(備考)厚生労働省「生活保護ケースワーカー向け研修教材 No.2-1 生活保護の基本的な実務」を参考に、事務局において加筆・編集のうえ作成

📄 第1層:個別ケース処理フロー(1件単位)

I 相談・申請

II 要否の判定・決定

III 保護開始後

IV 停止・廃止

他法・他施策の活用(他制度の案内)、生活困窮者自立支援制度と連携(3つのセーフティネット)

面接相談
(申請意思確認)

要否判定
(最低生活費と収入比較)

援助方針策定・見直し
訪問調査、ケース記録作成

要否判定

各種調査
(訪問・資産・収入・他法関係・稼働能力・扶養義務者)

収入・資産申告書の徴収(随時確認)

関係機関連携(医療・福祉・就労・教育等)

指導・指示(法27条)、ケース診断会議

AI活用① チャットボット、法令等検索

AI活用② AI文字起こし、ケース記録の電子化

AI活用③ AI-OCR、預貯金照会

データ連携
(RPA、ローコードツール)

デジタル通知
(決定・変更・停廃止)

🔄 第2層:年間業務サイクル(年度単位)

年間訪問計画の策定、課税調査(毎年6月以降)、自立支援プログラムに基づく支援、収入・資産申告書徴取、統計報告

訪問計画策定
年間計画(状況変化に応じ見直し)

課税調査
毎年6月以降・全受給者

自立支援プログラムに基づく支援
日常生活・社会生活・経済的自立

統計・報告
被保護者調査・実績

AI活用④ 訪問計画見直し、課税調査自動突合・収入申告分析、支援プラン作成、統計レポート自動生成

👥 第3層:組織・育成サイクル(中長期)

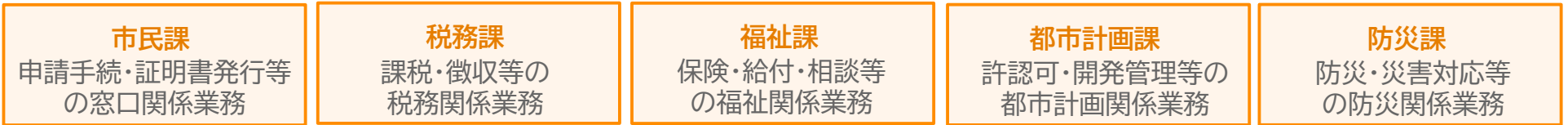
研修・OJT、人事評価、査察指導員(SV)による指導監督、組織知の継承

AI活用⑤ 研修支援AI、ケース診断会議支援

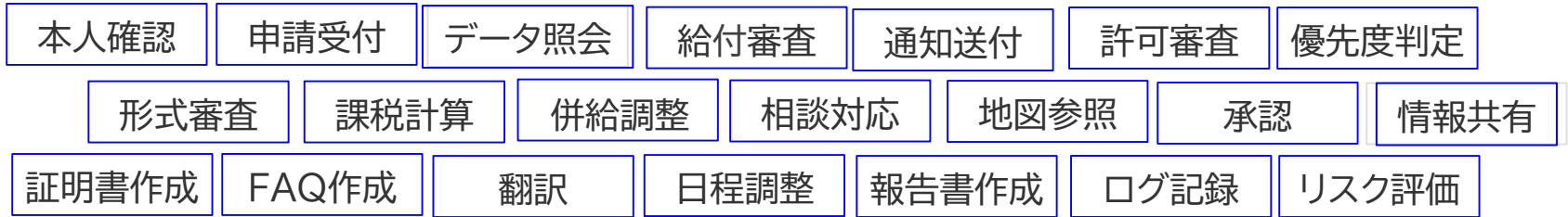
AI活用⑥ 法令・通知検索AI、マニュアル生成

○ AIエージェントはタスク単位の作業を自動化するが、それを超えて、業務フロー全体を再構成する可能性がある。

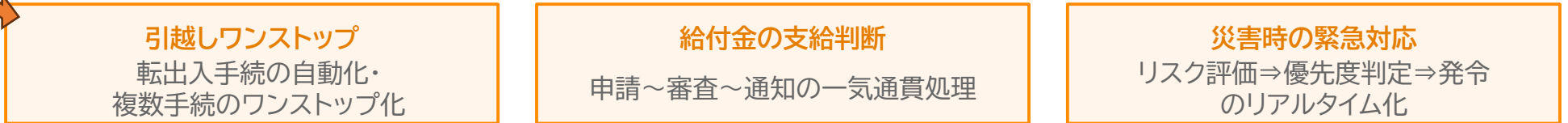
現在実施している業務



タスク群



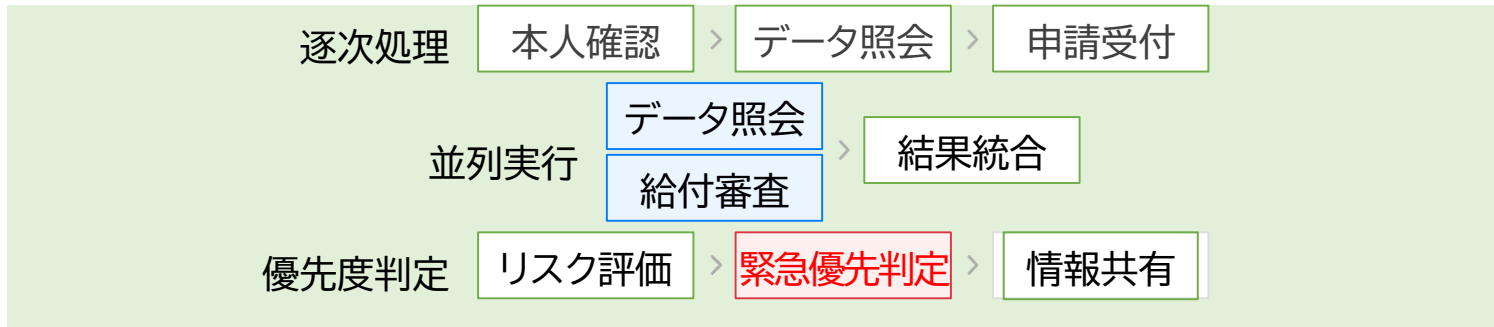
新たな業務単位



AIエージェント オーケストレーター

目的・状況を解析し、最適なタスク列を選択・順序付け・並列実行

実行タスク



- AIの活用環境については、「クラウド環境」、「クラウド(閉域環境)」「オンプレミス環境」に大別される。
- それぞれの環境の特徴は以下の表のとおりであり、自治体において活用したい場面に合わせ、適切な利用環境を整備する必要があるのではないか。

項目	クラウド環境	クラウド(閉域環境)	オンプレミス環境
利用者	不特定多数	閉域ネットワークにアクセス可能な者に限定できる	自治体の庁内ネットワークにアクセス可能な者に限定できる
処理場所	事業者が管理するデータセンターのサーバー	事業者が管理するデータセンターのサーバー	庁内又は自治体が管理するデータセンター等に設置したサーバー
利用可能なAI	事業者が提供しているAIサービス・モデル (注) 随時最新モデルへの更新あり	事業者が閉域環境向けに提供しているAIサービス・モデル (注) 閉域環境向け用の準備後に、最新モデルへの更新あり	導入時・更新時に提供されているAIサービス・モデル (注) 更新は個別対応が必要
セキュリティ	個人情報や機密情報を扱う際には、セキュリティ要件を満たすか検討が必要	閉域環境にデータは存在するが、定期的な脆弱性管理・権限管理等は自治体側で対応が必要	閉域環境にデータは存在するが、定期的な脆弱性管理・権限管理等は自治体側で対応が必要
初期コスト※	事業者が提供するシステムをそのまま利用する場合、初期費用を抑えやすい	接続回線構築・ネットワーク設定等の閉域接続費用等	システム設計・開発、施設整備、サーバー購入経費等
運用コスト	従量課金等	従量課金、閉域接続回線費用等	サーバー・ソフトウェアの管理料、施設利用料、監査経費等

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、地方公共団体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、できる限り広域又は全国的な規模で共通化の必要があるところ。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

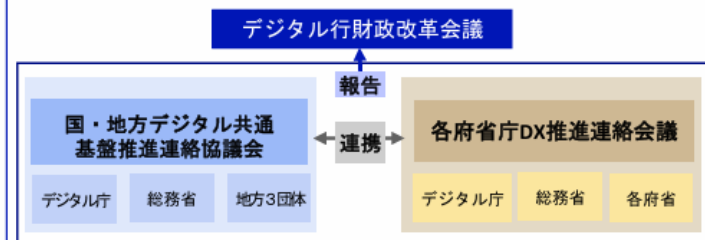
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

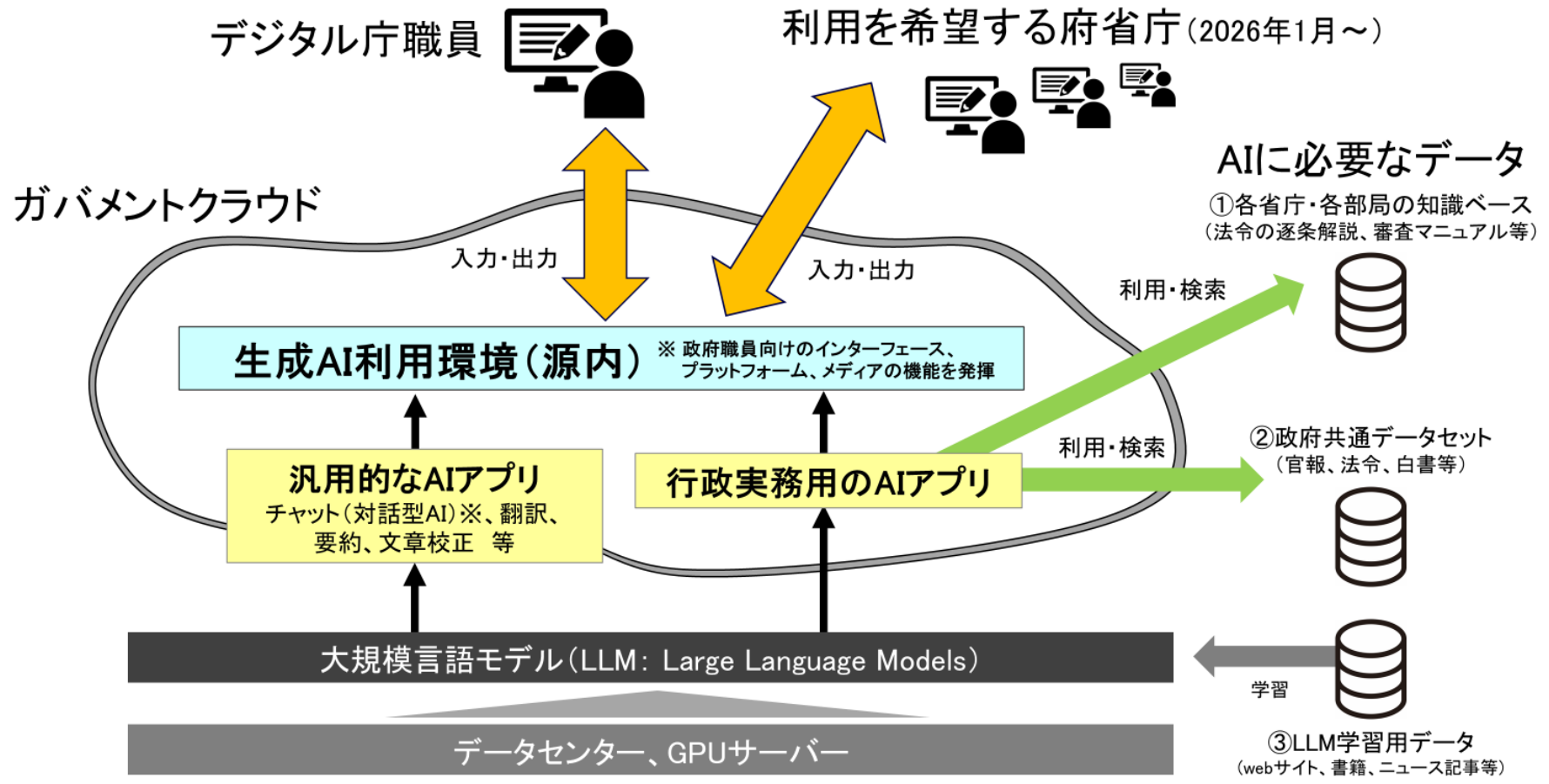
- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

○ 源内はガバメントクラウド上に構築されているため、生成AIによる推論データは国内で完結する仕組み。デジタル庁では、機密性2情報(情報公開法上の不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む)まで入力可能としている(各府省庁は省庁ごとのセキュリティポリシーに基づき判断)。

政府における生成AI利用環境(源内)の概要



※ 2025年11月時点ではAWS社のNova Lite、Anthropic社のClaude4.5 Haiku、Claude4.5 Sonnetの3モデルから職員が選択可能

- デジタル庁においては、政府職員の生成AI利用環境である**ガバメントAI「源内」**の一部を商用利用可能なライセンスのもと、**無償のオープンソースソフトウェア(OSS)**として公開している。
- **自治体等における類似のAI基盤の重複開発を防ぎ**、例えば、AI基盤に関する**調達仕様書を作成する際に源内のOSSを参照・指定**することで、AIの実装が容易になるとされている。

ガバメントAI源内をOSS(オープンソースソフトウェア)として公開するイメージ

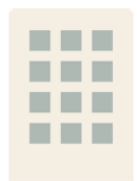
デジタル庁



- (1) 源内のWebインターフェース部分のソースコードと構築手順
- (2) 源内で利用している一部のAIアプリの開発テンプレート・実装
 - ・行政実務用RAG(検索拡張生成)の開発テンプレート(AWSを使用)
 - ・LLM(大規模言語モデル)をセルフデプロイして利用する開発テンプレート(Azureを使用)
 - ・最新の法律条文データを参照・回答する法制度に関するAIアプリの再現可能な実装(Google Cloudを使用)

源内の一部を商用利用が可能なライセンスのもと、
無償のオープンソースソフトウェア(OSS)として公開(※)

※ コードホスティングサービス「GitHub」上の公式リポジトリにて一般公開



地方公共団体

AI基盤に関する調達時に仕様書で「源内」を指定



源内に基づく新サービスの提案



民間事業者

- 類似のAI基盤の重複開発を防止 → 社会全体の開発コスト削減
- OSSは自由な改変・再利用が可能 → 特定事業者への依存を抑制
- AI基盤に関する調達仕様書を作成する際、単に「源内のOSS」を指定するだけで調達が容易に → 自治体の担当職員にとっては、比較的容易にAI基盤の調達が可能に

+

- 「源内のOSS」を活用した新たなビジネス機会の創出
- 独自のアイデアや技術を加えたサービス提供が可能
 - 民間の創意工夫を活かしたサービスの多様化・高度化
 - 地方自治体など公共領域でのAIサービス市場の活性化
- スタートアップを含む多様な企業が参入しやすい環境を整備
 - 民間投資を喚起し、我が国のAI産業の裾野を拡大

- 東京都では、職員が生成AIを活用したアプリケーションをノーコードで簡単に作成できる共通基盤として、生成AIプラットフォーム「A1(えいいち)」の庁内利用環境を内製構築。
- 都内自治体も「A1(えいいち)」を利用可能であり、開発したAIアプリは、組織内はもちろん、他の自治体にも共有可能。

A1（えいいち）の特徴

・職員主体の生成AI活用業務アプリ創出

- ・現場発想を活かしたノーコード業務アプリ作成
- ・デジタル公共財としての可能性

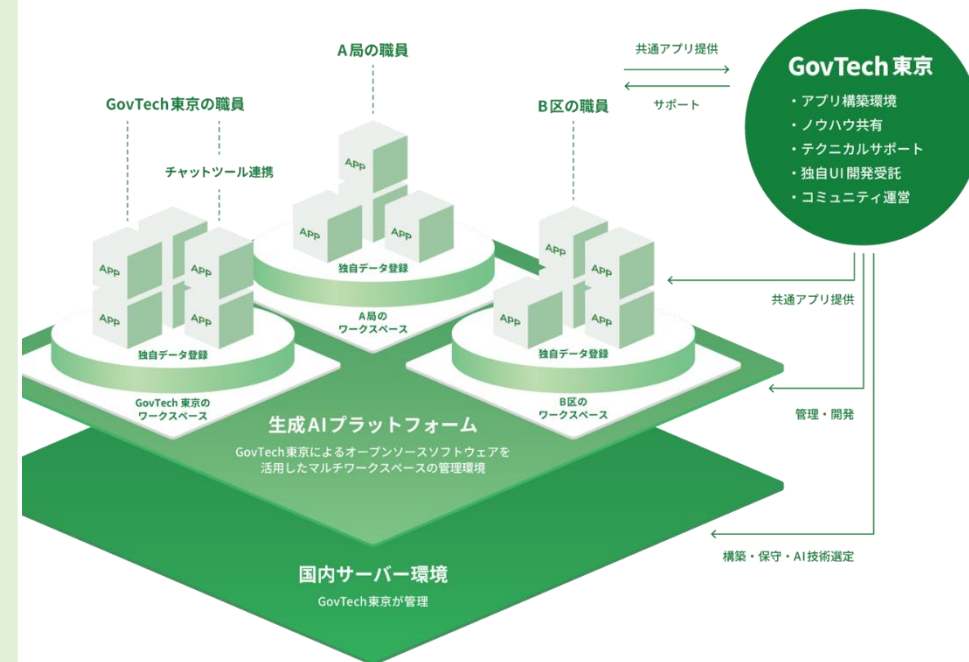
・GovTech東京提供の生成AIプラットフォーム

- ・国内サーバ環境で構築
- ・各利用組織ごと独立した利用環境
- ・都庁各局及び都内53自治体が利用中

・LGWAN環境で利用可能

- ・LGWAN-ASPによる提供準備が完了
- ・現在10自治体が利用中

<イメージ図>



- 都内自治体のアイデアを基に、生活保護業務の検索・判断をサポートするAIサービス「生活保護 Smart Works」(仮称)を都・GovTech東京が共同で開発中。
- A1(えいいち)で機能を実現し、都内自治体にサービスを提供予定。

[Service Vision]

生活保護行政の意思決定を、AIでスマートに。

サービス名

生活保護 SmartWorks(仮称)

サービス愛称名：ホゴロー（保護+Law）（仮称）

主な提供機能



①探す・見つかる

- ✓ チャット形式（自然言語）による法令や事例の検索
- ✓ 曖昧なワードでも検索が可能
- ✓ 膨大な法令・通知・事例から関連箇所を抽出

②判断の補助

- ✓ 根拠法令の参照が容易なUI
- ✓ 法令・通知・事例の要約による解釈のサポート
- ✓ 他法や留意事項の提示による観点漏れの抑止

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制における検討項目の一つとして、システム等の共同調達も想定されており、自治体におけるAIの活用にあたって共同調達は有効な手法となるのではないか。

共同調達の意義

① 自治体職員の負担軽減

事務作業を集約化することにより、調達業務の負担軽減

② 小規模自治体におけるDXの推進

個別調達が難しい小規模市町村におけるシステム調達の容易化によるDXの推進

③ 調達コストの低減

スケールメリットを活かし、個別調達よりも必要経費を軽減

④ システム導入後の情報共有の容易化

参加団体間でマニュアルや効率的な運用方法、トラブル対処法等のノウハウを共有することにより、業務効率化

※共同調達に係るシステム導入経費は、「デジタル活用推進事業債」の対象となっている。

生成AIを活用したチャットボット等の導入事例(千葉県他)

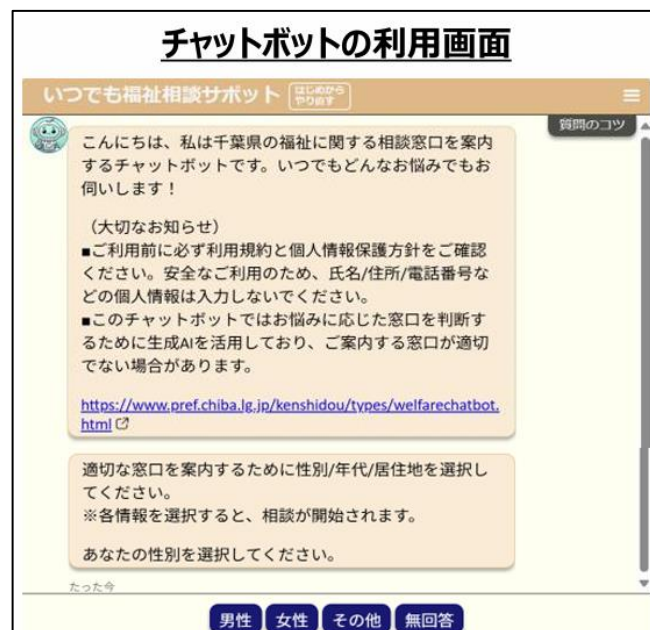
取組の概要

- ・ 千葉県及び千葉県内8市による共同調達
- ・ 生成AIを活用したチャットボットが、相談者の入力情報から福祉相談窓口を案内
- ・ 窓口では、福祉相談業務システムが相談時の音声情報について、個人情報を自動マスキングした上で、文字起こし
- ・ 職員が情報の入力可否を確認後、生成AIシステムに入力し、要約に活用

効果

- ・ 相談1件あたりの記録作成にかかる時間が平均22.1%減少
- ・ 利用者の高評価率は約90%

チャットボットの利用画面



- 「行政データにおける機械可読性に関するルール」※により、**AI・データ利活用を推進するため、各省庁が作成するデータについて、機械可読性を担保するための具体的なルールが示されている。**なお、本ルールは**Rules as Codeの取組**として、デジタル庁WEBサイトにおいて、**CSV形式とJSON形式で公開**されている。
- ※ 令和8年3月31日各府省庁DX推進連絡会議・デジタル社会推進会議幹事会決定

行政データにおける機械可読性に関するルール（ポイント）

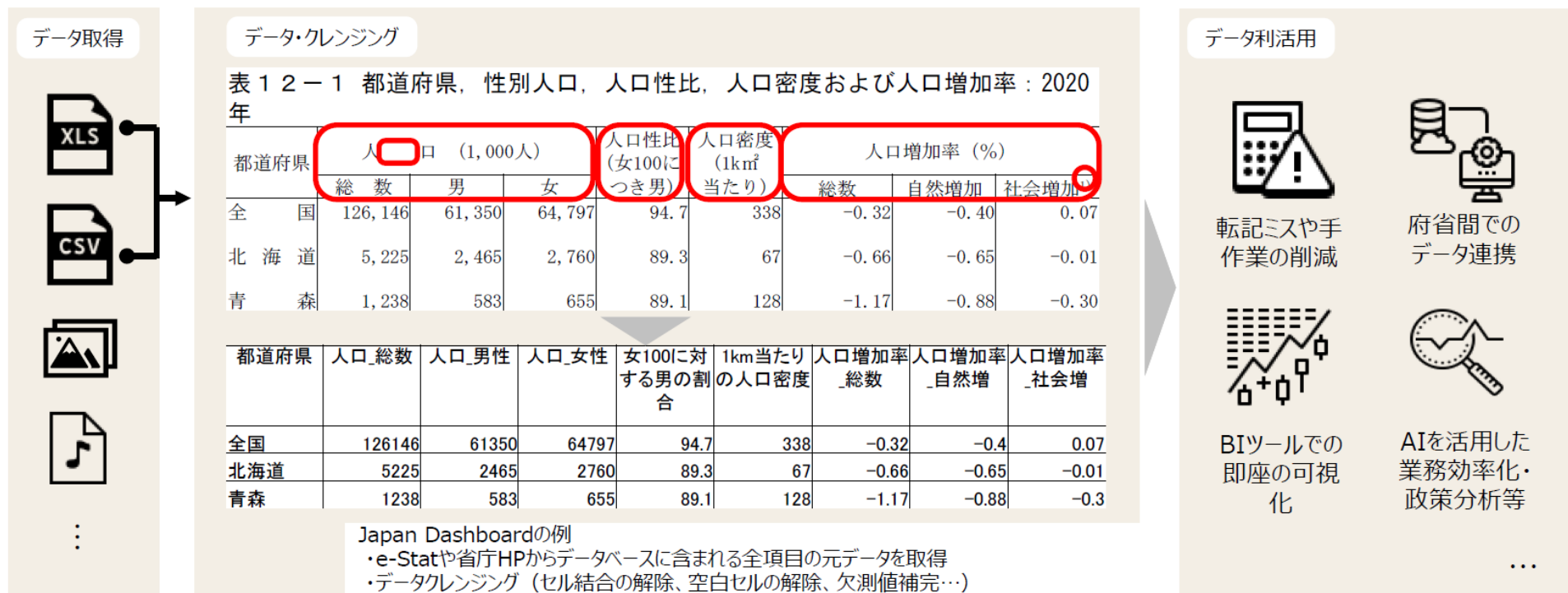
- ・ データ整形にかかるコストを減らし、AI・データ利活用を推進するため、行政データの機械可読性を担保するルールを整備（データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日閣議決定）、人工知能基本計画（令和7年12月23日閣議決定）等）
- ・ 国の行政機関が今後作成するテーブルデータ（オープンデータ）を対象
- ・ 各府省の取組を促すに際し、3段階の水準を設定して順次取組

レベル	基準	具体的なルール	
レベル1	閲覧・転記可能 表形式データとして最低限の機械処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファイル形式はExcelかCSVとする ・ 1シート（ファイル）に複数の表を掲載しない ・ データが分断されていないようにする ・ データ本体と無関係な情報は含まない ・ すべての列に意味が推測できる項目名を入れる ・ スペースや改行等で体裁を整えない ・ 1セル1データとする ・ 機種依存文字を使用しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空白とゼロが明確に区別されている ・ オブジェクトを使用しない ・ 書式でデータの違いを表現しない ・ セルの結合をしない ・ 不要な行や列は非表示のまま残さない ・ 1行1データで表現する ・ 文字列にカンマが含まれているフィールドの値をダブルコーテーション（"）で囲む
レベル2	集計・分析可能 統計的な集計・分析作業が前処理なしで即座に実施可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値データは数値属性とし、文字列を含まない ・ データ内での項目名等の省略をしない ・ 各列が一意に識別可能な項目名を持つこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択肢回答を標準化する ・ 選択肢列と「その他」の詳細記入を分離する ・ 数式を使用している場合は数値データに修正する
レベル3	連携・自動化可能 異なるデータセット間での結合・比較分析、プログラムによる自動処理が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目名行から始まり、次行からデータ入力とする ・ 回答のコード表は別添とする ・ 数値データの同一列内に特殊記号（秘匿等）を使用する場合はその定義を明記する ・ データの単位を記載する ・ 時間軸の表記は標準化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コード又は正式な地域名称を表記する ・ 年によりフォーマットが著しく異ならないようにする ・ データの定義や更新履歴を記載する ・ データは縦持ち形式とする

○ 政府・省庁において、機械可読性に係るルールの整備が行われているが、地方公共団体においても、**AI活用やデータ連携を実現する観点から、機械可読性を確保する取組は重要**であり、その在り方について「**地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会**」でも議論が行われる予定。

■ 行政データの機械可読性ルールについて

- データを利活用しようにも、多くの行政データが直ちに使える状態にないのが実態（行政データの利活用の際し、人間が見易いように整えられたデータは、機械では認識できないから、機械で正しく判別し処理できるようにデータを整形する必要。現場の職員やエンジニアに膨大な負担）
- データの作り方のルールがないため、今この瞬間も新たに生み出される多くのデータも、直には利活用できない状態。
- データの整形にかかる負担とコストを削減し、より早く、負担少なく、データ利活用をできるようにする機械可読性を確保するためのルールを整備。



Japan Dashboardの例
 ・e-Statや省庁HPからデータベースに含まれる全項目の元データを取得
 ・データクレンジング（セル結合の解除、空白セルの解除、欠測値補完…）
 ・RPAによりJDBフォーマットへの変換。うまくできない場合に手作業でアップロード用に加工。

○ 行政権限の行使とAIの実行した内容との関係、AIの実行した内容に関する責任の所在・アカウントビリティをどのように考えるのか。

国における有効性検証の取組

<概要>

- デジタル庁において、ガバメントAI「源内」に関して、今年度、全府省庁約18万人の政府職員にアカウントの配布を行い、行政業務におけるAIの有効性等を検証することとしている。主なアプリは以下。
 - ・ 汎用AI:対話型チャット、文章作成、要約、校正、翻訳など、日常業務を幅広く支援するツール群
 - ・ 行政実務用AI:行政職員の業務遂行を支援する、行政実務に特化したアプリケーション群(国会答弁の調査・分析、法制度の調査、パブコメ内容の分類等を支援)

国における職員の関与に関する整理

<概要>

- 総務省行政管理局により、令和5年度に実施された「AIによる行政に関する法的課題に係る検討会」において、(人(公務員)の関与の必要性)に関しては、以下のように整理。
 - ・ 行政処分については、処分の理由を提示することが引き続き必要であり、AIが十分な理由提示ができない限りにおいては人(公務員)の関与が必要ではないか。
 - ・ 過去の判断とは異なる考慮が必要な場合などにおいても、AIによる判断に人(公務員)による修正を加える必要があるのではないか。

国における生成物利活用ルールの例

<概要>

- デジタル庁が2025年5月に策定した「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」(2026年6月改定)によると、以下の内容を利活用におけるルールや留意点のひな形として各府省に提供。
 - 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
 - 出力結果に含まれるバイアス等に留意して業務に出力結果を活用すること
 - 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
 - (第三者の著作権等の侵害の有無を含め)安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること

東京都における説明責任に関する整理

<概要>

- 東京都が2026年3月に策定した「AI導入・活用ガイドライン」によると、留意すべき事項として「アカウントビリティ」を挙げ、以下の内容を共通の一般的な対応の方向性として位置付け。
 - AIの出力結果等について、技術的に可能かつ合理的な範囲で追跡・遡及が可能な状態を確保する
 - 委託等による調達時には関係者間における責任の所在を整理する等、業務における責任者を明確化する
 - AIが予期せぬ結果や不利益が生じる結果を引き起こした場合に備え、関係職員の責任範囲等を明確化した上で対応方針をあらかじめ策定する。

○ 神戸市では、AI条例及び基本指針において、AIの持つリスクに対応するため、「AIの活用時のリスクアセスメントの事前実施」「安全性の確認されていない生成AIへの、個人情報等の機密情報の入力禁止（安全性が確認され、市長指定を受けたものは除く）」などを定めている。

AI条例の概要

市民の権利利益に影響を与える行政処分等へのAIの活用には **リスクアセスメント** を実施

(第1条～第4条) 【総則】 ・目的：持続可能な人間中心の社会実現 ・定義 ・基本理念 ・市の責務

(第5条) 【基本指針の策定】

- ・市のAI活用に関する基本的事項（組織・職員の責務）
- ・ **リスクアセスメントの実施に関する事項（対象範囲、項目等）**
- ・市民及び事業者がAIを効果的に活用するための施策の実施に関する基本的な事項
- ・神戸市立学校における、AIを適正に活用するための教育に関する基本的な事項
- ・受託事業者等がAIを活用するにあたり市に協議を行う業務及びAIの範囲

(第6条) 【リスクアセスメント】

- ・処分等のうち基本指針で定めるものにAIを活用するにあたり **リスクアセスメント** を実施

必要に応じて
意見聴取

(第10条) 【神戸市AI活用アドバイザー】

- ・基本指針を定め、又は変更しようとする場合
- ・ **リスクアセスメント** を行う場合

○ 総務省「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック<導入手順編>」における記載は、以下のとおり。

4. 4 要機密情報（個人情報を含む）の取扱い

(1) 全般（自治体機密性2、3C・3B）

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和7年3月28日改訂）では、政府機関における対応と整合性を持たせ、以下のとおり整理されています。

分類	パブリッククラウドサービス（※1）の範囲
自治体機密性3A	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする（なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている（※2））
自治体機密性3B	ISMAP登録サービスは利用可 （8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要）
自治体機密性3C	（第4編地方公共団体におけるクラウド利用等に関する特則に記載された追加の対策基準等が必要）
自治体機密性2	可（8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要） ただし、画一的な約款等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスでは自治体機密性2以上の情報を取り扱うことはできないとされている
自治体機密性1	可

注）自治体機密性3C情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、βモデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取扱いが可能。

- ※1 クラウド事業者が提供するサーバやネットワークなどのインフラを、仮想化技術により複数のユーザで共用し、個々のユーザが、システムの運用体系を完全に制御することが難しいサービスを想定している。
- ※2 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年2月7日全部改定）第10 秘密文書等の管理

- 加えて、国の「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」でも触れられているとおり、生成AI特有の配慮事項として、入力した要機密情報を学習させない仕組み（オプトアウトの徹底）が重要です。また、自治体は利用するサービスの責任範囲を利用前に整理し、サービスを利用する際のリスクの対応について、十分に検討する必要があります。
- また、令和7年2月3日に個人情報保護委員会事務局から「DeepSeekに関する情報提供」（https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/250203_alert_deepseek/）が発出され、DeepSeek社が提供する生成AIサービスを利用する場合、データが中華人民共和国に所在するサーバに保存され、中華人民共和国の法令が適用される点の情報提供が行われています。例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令等が適用され、現地の政府等による検閲や接収を受ける可能性があることに注意する必要があります。
- 現在、個人情報保護法の改正等、国におけるルール整備に係る議論が進められているところであり、自治体はその動向を注視しながら対応していくべきです。

4. 4 要機密情報（個人情報を含む）の取扱い

(2) 自治体機密性3C・3Bのうち個人情報に係るもの

- 自治体の業務は住民の個人情報を扱うことが多く、丁寧かつ慎重な取扱いが求められます。しかし、個人情報保護法上の提供元基準の下で、扱う情報が個人情報に該当するデータであるからといって、生成AIの利用を全て否定することは、職員の業務効率化や住民サービスの向上にとって必ずしもプラスとなりません。

コラム

個人情報保護法における提供元基準について

- 個人情報保護法における「提供元基準」とは、以下の考え方を指します。
 - 個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを求めている。このため、外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していないとしても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。
 - これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者に、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課するという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである（一般に「提供元基準」と呼ばれている。）。
- 出典：「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(令和元年12月13日 個人情報保護委員会)
- 出典URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200110_seidokaiseitaiko.pdf

- また、自治体は、生成AIの利用に当たり、どの業務で、どのような個人情報を入力するのか、またその結果として、どのように住民サービスの質の向上につながるのかを、丁寧に説明していく姿勢が求められます。
- そして、自治体は、個人情報の取扱いに係るリスクを適切に管理しながら業務効率化を図るために、技術の進展や国の検討状況を踏まえ、自団体の情報セキュリティポリシーの見直しを含めた対応を検討することが望まれます。

個人情報を含むデータを取り扱う際に留意すべき事項

関係	留意事項の例
各団体の情報セキュリティポリシー	クラウドサービスにおける利用規定の整備等、組織全体でセキュリティ対策が講じられているか
	業務に関わるシステム全体を通じてISMAP登録されたものなどセキュリティ対策が講じられているものであるか
	サービス提供事業者の所在国やサーバの設置場所などを踏まえた国の法令が適用されるか確認されているか
個人情報保護法	生成AIへの入力それ自体で特定の個人が識別されるか
	利用目的のための必要最小限の利用又は提供に留まっているか 個人情報保護法上本人同意が必要な取扱いか
生成AI特有のリスク	学習データとならない仕様か
	生成AIエンジンへ送られたデータの扱い

要機密情報・個人情報の取扱いについて(現状)

○ 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和8年3月27日改定)における、利用可能なパブリッククラウドサービスの記載は、以下であり、**自治体機密性3B以下の情報資産について、一定の要件のもと、SaaS等の利用が可能。**

国	自治体	情報資産	パブリッククラウドサービスの範囲
機密性3	自治体機密性3A	<p>極秘文書：秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書</p> <p>秘文書：極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書</p>	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする (なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている)
機密性2	自治体機密性3B	データベースや台帳形式になった 住民情報を含む個人情報ファイル 及びこれに準ずる情報(住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、生活保護システム、農業委員会台帳システム、貸付金償還システム等に保存される住民の個人情報)	<p>ISMAP登録サービスは利用可(アクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要)</p> <p>注) 自治体機密性3C情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、βモデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取扱いが可能</p>
	自治体機密性3C	<ul style="list-style-type: none"> ・職員としての属性に基づく個人情報 ・オンライン申請の処理等により、システム処理上一時的にインターネット上に保管されるデータ ・文書管理システムの決裁文書として保存されている個人情報 ・施設設計情報や入札予定価格など非公開情報 	
	自治体機密性2	・政策検討に関する情報	
機密性1	自治体機密性1	<ul style="list-style-type: none"> ・公表された情報 ・将来公表する予定の文書(白書の案等) 	可

- 個人情報保護法第69条において、行政機関等における保有個人情報の利用及び提供の制限が規律されている。
- 行政機関等における生成AIサービスの利用に関する注意点については、「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等(令和5年6月2日個人情報保護委員会)」において、「当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認する」点が挙げられている。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等(令和5年6月2日個人情報保護委員会)」(抜粋)

(2) 行政機関等における注意点

① 行政機関等が生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、**特定された当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認すること。**

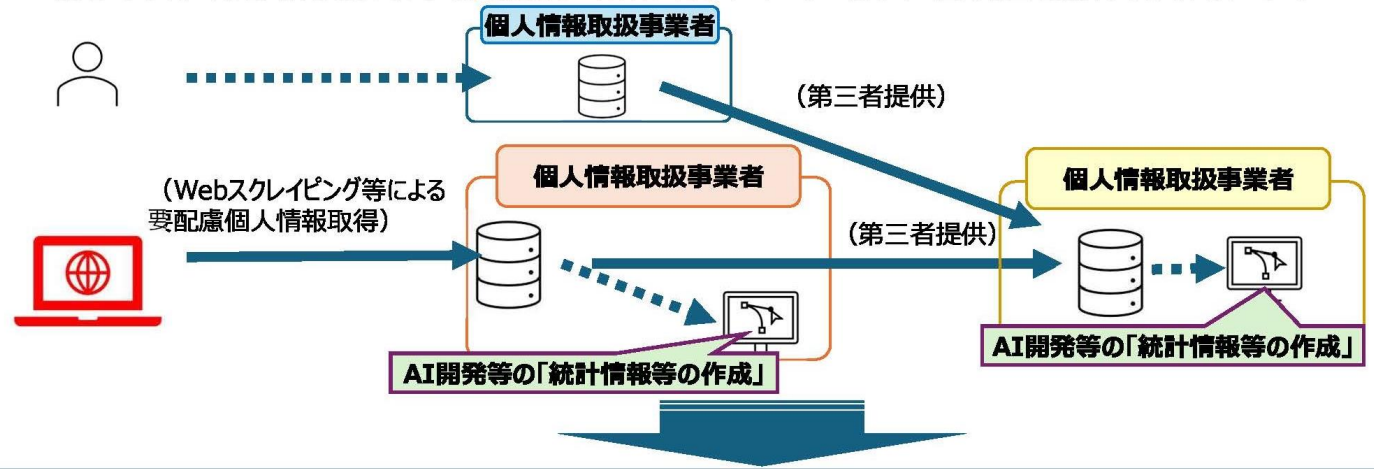
② 行政機関等が、生成 AI サービスに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報が当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は個人情報保護法の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、**当該生成AIサービスを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。**

○ 現在(7/9時点)、個人情報の保護に関する法律等の一部改正法案が国会で審議中。同改正法案では、行政機関等の取り扱う保有個人情報について、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象が、統計情報等の作成※に拡大される予定。 ※統計作成等であると整理できるAI 開発等を含む。

第 1 1 統計作成等

- 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



統計情報等の作成(*1)にのみ利用されることが担保されていることを条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供(*2)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

- *1 統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。
- *2 当初に特定した利用目的(法第17条)の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。
- * 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

- 「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律**
- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
 - 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
 - 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得(*4)、第三者提供〕等

*4 「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

関係する項目の整理図(案)

大項目	中項目	主な論点・課題	制度	システム	業務	
①業務自動化に向けたAIの活用	ルールベース	ルールベース：高精度・硬直的。定型業務向き		●	●	
	機械学習	機械学習：パターン認識。学習データの偏り・説明可能性に課題	●	●	●	
	生成AI	ハルシネーションへの対策		●	●	●
		RAG活用範囲の設定（どこまでの情報を参照させるか）		●	●	
		海外クラウドAI利用可否・データ入力範囲の制限		●	●	
		出力結果の利用に関する責任・アカウントビリティの所在		●		●
		自律性の範囲設定（何をさせてよいか）		●	●	●
	エージェント	システム操作権限の範囲（単なる文字等の出力を超えた操作）		●	●	●
		エージェントの行動が行政行為の一部を担う可能性		●		●
	リスク対応策	人間の関与設計（Human-in-the-Loop）の水準設定		●	●	●
		業務設計：AIが担う部分と人間が担う部分の切り分け		●		●
	制度的許容条件	システム運用：ログ管理・監査・説明可能性の確保			●	●
		現行制度（人間前提）の見直し範囲の特定		●		
		各AI類型ごとの許容条件の明確化		●		●
		生成AI・エージェント許容のための条件整理（ガードレール）		●	●	●
②利用主体の拡大（全国の自治体への展開）	担い手不足への対応	現行制度改正の方向性（法令・通知・ガイドライン）	●			
		職員数減少下での全国の自治体への展開可能性	●	●	●	
	共同化・役割分担	小規模自治体における技術・人材不足への対応	●		●	
		自治体間共同利用（共同調達・共同運用）の仕組み	●	●	●	
		国・自治体・民間の役割分担の明確化	●	●	●	
③対象業務の拡大（全業務への展開）	分野横断的共通処理	共通基盤・共通ツール提供の範囲	●	●		
		横断的に共通処理できる業務の特定	●	●	●	
	エージェントの業務展開	共通処理のための制度的整備（根拠規定等）	●			
		共通処理のための業務・システム整備		●	●	
エージェントに許容する行動範囲の制度的設定		●		●		
対象業務への位置付け	ガードレールの設計（禁止行為・承認フロー等）	現行業務システムとの接続・連携の考え方	●	●	●	
		データのAI-Ready化（構造化・メタデータ整備等）		●	●	
	MCP（Model Context Protocol）等の導入		●			
		エージェント単位の認証・権限管理の仕組み	●	●	45	